

## (4) 国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則

平成 6年 3月23日

宮城県規則第5号

改正 平成13年 3月23日規則第33号

平成21年 3月24日規則第28号

国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則をここに公布する。

### 国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和34年宮城県条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金の額)

第2条 条例第3条第1項第1号及び第2号の規則で定める割合は、平成元年度以前に着手した国営土地改良事業については別表第1、平成2年度から平成4年度までに着手した国営土地改良事業については別表第2、平成5年度以後に着手した国営土地改良事業については別表第3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、江合川国営土地改良事業に係る条例第3条第1項第1号及び第2号の規則で定める割合は、別表第2のとおりとする。（平成13年 3月23日改正）

3 条例第3条第1項第2号の規則で定める割合は、別表第四のとおりとする。（平成21年 3月24日追加）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年 3月23日改正）

この規則は、平成13年4月1日から施行し、改正後の国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則の規定は、平成5年度分の国営土地改良事業に係る負担金から適用する。

附 則（平成21年 3月24日改正）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

区 分		割 合
国営かんがい 排水事業	ダ ム	17/100
	頭 首 工	17/100
	排 水 機 場	
	排 水 樋 門	17/100
	排 水 路	17/100
	用 水 機 場	17/100
	用 水 路	17/100

別表第2 (第2条関係)

区 分		割 合	
国営かんがい 排水事業	ダ ム	末端支配面積（当該施設の利益を受ける農用地の面積をいう。以下同じ。）がおおむね7,000ha（畑に係るものにあつては3,000ha）未満であり，かつ有効貯水量がおおむね1,000万 $m^3$ （畑に係るものにあつては300万 $m^3$ ）未満のもの	20/100
		末端支配面積がおおむね7,000ha（畑に係るものにあつては3,000ha）以上であり，かつ有効貯水量がおおむね1,000万 $m^3$ （畑に係るものにあつては300万 $m^3$ ）以上のもの	25/100
		かんがい排水事業以外の事業との共同事業で新設又は変更（新たに農業用水の開発を行うもので，開発に要する費用が当該ダムに要する費用の1/2以上のもの）されるもの	209/1,000
	頭 首 工	末端支配面積がおおむね1,000ha（畑に係るものにあつては300ha）未満のもの	17/100
		末端支配面積がおおむね1,000ha（畑に係るものにあつては300ha）以上おおむね3,000ha（畑に係るものにあつては1,000ha）未満のもの	19/100
		末端支配面積がおおむね3,000ha（畑に係るものにあつては1,000ha）以上おおむね7,000ha（畑に係るものにあつては3,000ha）未満のもの	234/1,000
		末端支配面積がおおむね1,000ha（畑に係るもの	

排水機場	にあっては300ha) 未満のもの	17/100
排水樋門	末端支配面積がおおむね1,000ha (畑に係るものにあっては300ha) 以上おおむね 3,000ha (畑に係るものにあっては1,000ha) 未満のもの	19/100
排水路	末端支配面積がおおむね1,000ha (畑に係るものにあっては300ha) 未満のもの	17/100
	末端支配面積がおおむね1,000ha (畑に係るものにあっては300ha) 以上のもの	19/100
用水機場		17/100
用水路		17/100

別表第3 (第2条関係)

区 分		割 合	
国営かんがい 排水事業	ダム	末端支配面積がおおむね5,000ha (畑に係るものにあっては2,000ha) 以上であり, かつ有効貯水量がおおむね700万 $m^3$ (畑に係るものにあっては200万 $m^3$ ) 以上のもの	25/100
		その他の施設	17/100
	頭首工	末端支配面積がおおむね5,000ha (畑に係るものにあっては2,000ha) 未満のもの	17/100
		末端支配面積がおおむね5,000ha (畑に係るものにあっては2,000ha) 以上のもの	25/100
	排水機場	末端支配面積がおおむね5,000ha (畑に係るものにあっては300ha) 未満のもの	17/100
	排水樋門	末端支配面積がおおむね5,000ha (畑に係るものにあっては2,000ha) 以上のもの	25/100
	排水路		17/100
	用水機場		17/100
	用水路		17/100
	農業水利制御システム	末端支配面積がおおむね100ha未満のもの	25/100
		末端支配面積がおおむね100ha以上のもの	17/100
	国営農地再編 整備事業	区画整理 開 畑	17/100

別表第4（第2条関係）

区		分	割合
災害復旧事業	農業用施設	ため池，頭首工，水路，揚水機，堤防（海岸を含む。），道路，橋梁及び農地保全施設	27/100（当該事業に係る国の負担割合が65/100を超え80/100未満の場合にあつては1から当該国の負担割合及び8/100を控除した割合，当該事業に係る国の負担割合が80/100以上の場合にあつては1から当該国の負担割合を控除した割合に60/100を乗じて得た割合）